

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

平成 2 7 年 9 月 1 4 日

地 域 振 興 部

陳情(新規)

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況																																								
27年-20 (27.7.31)	選挙管理	県議会議員選挙における 掲示場用ポスター作成経費の適正執行について 鳥取市 個人	○現 状 ・公職選挙法では、金のかからない選挙の実現と候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として公費負担制度が採用されている。 ・地方選挙における選挙運動ポスターの作成については、平成5年12月16日の公職選挙法の一部改正により、「条例で定めるところにより」制度を導入できる任意の公営制度として加えられた。 ・本県では平成6年3月28日「鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例」を制定し、選挙運動用ポスター作成に係る費用を公費負担の対象としているところ。 ・選挙運動ポスターの公費負担の対象額は、契約に基づき作成されたポスター1枚当たりの作成単価(以下算式により算出された額が上限単価)に、作成枚数(選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じた数が上限枚数)を乗じて得た金額である。(→公費負担の対象となる単価・枚数の上限は国(公選法施行令)と同様である。) 【1枚当たりの上限単価の算定方法】 ア 当該選挙区のポスター掲示場の数が500以下の場合 $\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$ イ 当該選挙区のポスター掲示場の数が500を超える場合 $\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$ 【参考】 ※平成27年4月12日執行の統一地方選挙におけるポスター掲示場数及び公費負担限度額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>選挙区</th><th>ポスター掲示場数 A</th><th>1枚当たり単価B (円)</th><th>1人当たり限度額 A×2×B (円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>鳥取市</td><td>592</td><td>946</td><td>1,120,064</td></tr> <tr><td>米子市</td><td>298</td><td>1,524</td><td>908,304</td></tr> <tr><td>倉吉市</td><td>175</td><td>2,236</td><td>782,600</td></tr> <tr><td>境港市</td><td>86</td><td>4,021</td><td>691,612</td></tr> <tr><td>岩美郡</td><td>135</td><td>2,747</td><td>741,690</td></tr> <tr><td>八頭郡</td><td>260</td><td>1,672</td><td>869,440</td></tr> <tr><td>東伯郡</td><td>366</td><td>1,336</td><td>977,952</td></tr> <tr><td>西伯郡</td><td>319</td><td>1,457</td><td>929,566</td></tr> <tr><td>日野郡</td><td>218</td><td>1,896</td><td>826,656</td></tr> </tbody> </table> ※全国状況 ・全都道府県で条例を定め、知事、都道府県議会議員に係る選挙運動用ポスター作成について、公費負担を行っている。 ・また、全都道府県とも公費負担の対象となる単価・枚数の上限は、国(公選法施行令)と同様である。 ○県の取組状況 公職選挙法施行令の改正の都度、県の条例を改正し、国と同様の公費負担制度としている。	選挙区	ポスター掲示場数 A	1枚当たり単価B (円)	1人当たり限度額 A×2×B (円)	鳥取市	592	946	1,120,064	米子市	298	1,524	908,304	倉吉市	175	2,236	782,600	境港市	86	4,021	691,612	岩美郡	135	2,747	741,690	八頭郡	260	1,672	869,440	東伯郡	366	1,336	977,952	西伯郡	319	1,457	929,566	日野郡	218	1,896	826,656
選挙区	ポスター掲示場数 A	1枚当たり単価B (円)	1人当たり限度額 A×2×B (円)																																								
鳥取市	592	946	1,120,064																																								
米子市	298	1,524	908,304																																								
倉吉市	175	2,236	782,600																																								
境港市	86	4,021	691,612																																								
岩美郡	135	2,747	741,690																																								
八頭郡	260	1,672	869,440																																								
東伯郡	366	1,336	977,952																																								
西伯郡	319	1,457	929,566																																								
日野郡	218	1,896	826,656																																								